

社会福祉法人 北伸福社会 介護職員初任者研修事業 《学 則》

(事業者の名称、所在地)

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

名称 社会福祉法人 北伸福社会

所在地 石川県金沢市広岡2丁目1番7号

(目的)

第2条 高齢者等の介護を担う上で、必要となる基本的知識や技術を習得した介護職員の養成を行い、人材の確保と定着の促進を図る目的とする。

(研修事業の名称)

第3条 研修事業の名称は次のとおりとする。

社会福祉法人 北伸福社会 介護職員初任者研修 (通信)

(研修の課程及び形式)

第4条 研修課程及び形式は以下のとおりとする。

介護職員初任者研修課程 (通信)

2 講義を通信の方法で行う地域は、石川県全域とする。

(研修会場の所在地)

第5条 名 称 ・社会福祉法人 北伸福社会

デイサービスセンター朱鷺の苑 城北 (3階)

(所在地) 石川県金沢市小坂町北168番地

・社会福祉法人 金沢市社会福祉協議会

金沢福祉用具情報プラザ (ルキーナ 1・2階)

(所在地) 石川県金沢市本町1-10-1

(研修期間)

第6条 研修期間おおむね4か月 (最大8か月) とする。

(研修参加費用)

第7条 研修参加費用は次のとおりとする。

受講料 36,000円 (テキスト代込み)

ただし、法人に在籍する職員及び本研修終了後、法人採用となり、その後も継続して勤務する意欲のある職員には、以下の免除制度を設ける。

(職員の費用負担は10,000円とする。また、勤務継続3年以上となった場合、本人の申請により、年度末にこれを償還する。)

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

(財) 介護労働安定センター 介護職員初任者テキスト4巻セット

(研修カリキュラム及び担当講師名)

第9条 本研修のカリキュラムは、別添「研修カリキュラム」のとおりとする。

2 本研修の担当講師名は、別添「担当講師一覧表」のとおりとする。

(課程責任者)

第10条 本研修の課程編成責任者は、別添「課程編成責任者」のとおりとする。

(募集手続き)

第11条 別添 「受講要領」記載のとおりとする。

(本人確認の方法)

第12条 受講申し込み受付時または初回の講義時に下記のいずれかの方法により本人確認を行う。

(1) 運転免許証または健康保険証の提示及びコピーの提出。

(通信形式の実施方法)

第13条

(1) 学習方法

添削課題を提出期限までに提出することとする。ただし、合格点(60点以上)に達しない場合は、合格点に達するまで再提出を求める。

(2) 評価方法

添削課題は課題の理解度、記述の的確性、論理性に応じて、担当講師が評価する。

(研修終了の認定方法)

第14条 第9条で定める研修の日程及び内容のすべてを履修した後、1時間程度の修了試験を実施する。修了試験及び添削評価を実施合格した者を修了者と認める。

2 前項のすべてを履修とは、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の項目において、介護技術の習得が講師により評価されることを含む。

3 修了試験評価の方法 合格 60点以上

(補講の方法及び費用)

第15条 欠席者及び未修了者のみ対象とした個別の講義・演習を行う。

2 講義にかかる費用は無料とする。

(研修の遅刻、早退、欠席者の取り扱い)

第 16 条 研修開始前に出欠の確認をする。やむを得ず欠席をする場合は、必ず研修開始前に電話等により届け出ることとする。なお、30 分以上遅刻した場合は欠席とする。

(受講の取り消し)

第 17 条 次の各号に該当する者は、事業者の判断により当該受講生の受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 学習態度が著しく悪くカリキュラムの進行を妨げるも者
- (3) 他の受講者の学習を著しく妨げる者
- (4) 自力で演習内容を行うことができない者
- (5) その他、事業者が不相当とみなした者

2 受講を取り消されるに至った者は、その間の当該研修についてはすべて無効とする。

(修了証書等の交付)

第 18 条 修了を認定された者に、修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。

(個人情報の管理)

第 19 条 当該研修における個人情報について厳正に管理を行う。

(苦情等対応)

第 20 条 事業者は苦情等の窓口を設けて、苦情及び事故が生じた場合には迅速かつ誠意をもって対応する。

(附則)

この学則は平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

- ・「研修場所の変更」平成 27 年 3 月 1 日 改正
- ・「研修参加費用」平成 28 年 3 月 1 日 改正
- ・「研修参加費用」平成 29 年 9 月 1 日 改正
- ・「研修場所の変更」平成 30 年 3 月 1 日 改正
- ・「研修会場の所在地」令和 2 年 9 月 1 日 改正
- ・「研修会場の所在地」令和 3 年 9 月 1 日 改正